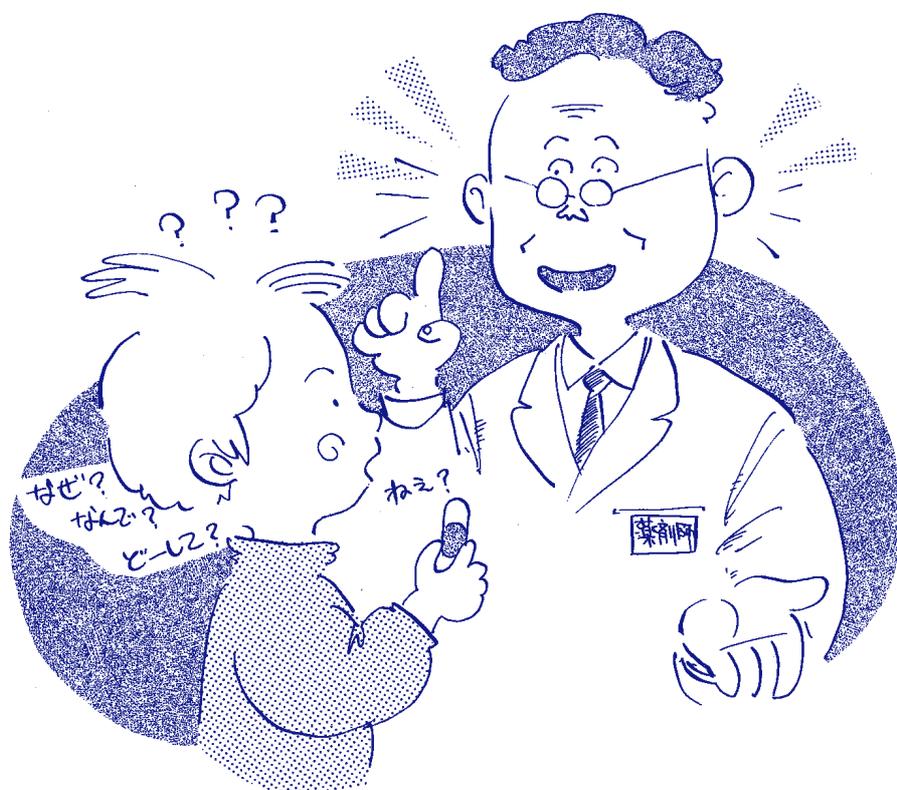


児童および青少年の くすり教育プログラムガイド



平成16年3月

くすりの適正使用協議会

目次

1	はじめに	2
2	児童や青少年のくすり教育プログラムガイドを作成するにあたって	3
3	児童のくすり教育10か条	4
4	児童のくすり教育プログラムと教材	5
(1)	くすり教育の目標としての10項目	5
(2)	教育の具体的例	6
1)	くすり教育の目標と教育の具体例	6
2)	対象者別くすり教育の目標と教育の具体例	10
(3)	くすり服用の手順(ステップ)	16
(4)	くすり教育プログラムの作成と留意点	17
1)	プログラムの作成手順	17
2)	プログラム作成上の留意点	17
	教育プログラム	
1)	内容について	
2)	記述等について	
3)	その他	
	教材	
	対象者の児童	
3)	くすり教育プログラムで活用できる参考資料	19
5	児童のくすり教育プログラムの運用	20
6	おわりに	21
7	参考	22
(1)	くすりについて児童が知りたいこと(例示)	
(2)	くすりに関するQ&A	
(3)	ピクトグラム	
8	参照文献	34
9	「児童を対象とする医薬品の適正使用の推進会議」メンバー	35
10	児童および青少年のくすり教育プログラムガイド検討会メンバー	35

1 はじめに

近年、「患者さん本位の医療」、「患者さん中心の医療」への実現へむけて、医療提供者による環境整備が進められている。同時に、患者さんには医療を自分のことと考え、医療を学び積極的に関与することが求められている。

くすりは医療とは切っても切れない関係にあることから、くすりについても医療と同じことが言えよう。そのためには、くすり全般について学び、その本質を理解しておくことが前提となる。すなわち、病気にかかりくすりの世話になるようになってからではなく、健康で若いときにこそ学んでおくことが望ましい。

しかし、現実には寂しい状況にある。くすりの適正使用協議会が、平成13年に全国の小学校高学年生を対象に、くすりの適正使用（啓発）小冊子を配布したところ、小学生に対するくすりの教育は、全く普及しておらず、教育が行われている場合でも個人レベルに近いものでしかないことが判明した。正規のくすりの教育に関しては、高等学校になって初めてくすりが正式に「保健体育」の授業で取り扱われ、しかもこの授業でしかくすり教育が行われていないことも明らかになった。

フランスやアメリカでは、くすりの教育は小学校の時にスタートし、上級の学校につながっている現状と比べ大きな差となっている。

この調査結果を受け、くすりの適正使用協議会では、「我が国における児童を対象としたくすり教育」の導入に必要なプログラムの検討を開始すると共に、外部専門家の参加を得て、「児童を対象とする医薬品の適正使用の推進会議」を設け平成14年4月から平成15年9月まで6回に亘り、外国での事例、国内での教育実践事例を精力的に調査、分析し中間報告書を取りまとめた。

その後、くすりの適正使用協議会は、中間報告書を吟味し、最終報告書として「児童および青少年のくすり教育プログラムガイド」を作成した。

この「児童および青少年のくすり教育プログラムガイド」が、児童の学習の場で用いられ、将来にわたってくすりの適正使用を確保する一助となることを望むものである。

平成16年3月

くすりの適正使用協議会 理事長 海老原 格

2 児童および青少年のくすり教育プログラムガイドを作成するにあたって

児童や青少年(以下、児童と略す)向けのくすり教育には、適切に構成されたプログラムが用意されており、それも、児童自身がくすりの何を知りたいのか、という点にも考慮が払われている必要がある。

以下に示す「児童および青少年のくすり教育10か条」および「児童および青少年のくすり教育プログラム」は児童向けのくすりの教育プログラムや教材を作成するためには「指針」が必要であるという観点から作成したものである。

くすりの教育プログラムには、

- ・「児童および青少年のくすり教育10か条」に対応した具体的行動が求められる。
- ・周囲の人々（親、医師や薬剤師をはじめとする医療提供者など）は児童向けのくすり教育において重要な役割があると考えられ、くすり教育プログラムには周囲の人々の行動も含めて考える必要がある。
- ・両親や学校教育者も教育する児童の年齢に適した行動をとる必要がある。
- ・教育で示されるくすりの情報は患者さん・医療消費者に提供されるべきくすり情報の中から選択され、児童が知っておかなければならない情報となっている。

などが盛り込まれていることが必要ではないかと考えている。

なお、本プログラムガイドは、USP(アメリカ薬局方)諮問委員会が提唱した「Guide to Developing and Evaluating Medicine Education Programs and Materials for Children and Adolescents」を参考とした。

3 児童および青少年のくすり教育10か条

このくすり教育10か条の目的は、児童および青年期を通じくすりを使う過程で、できる限り受け身でなく能動的に考え行動する能力を身につけられるように支援することである。同齢の子供でも発達、経験、および能力に違いがあることを認識し、子供達の年齢は特定しないものとする。

1. 子供には、身体、精神の発達状況に合わせて、出来る限り正確なくすりの情報が吸収できるようにすべきである。
2. 子供の「くすりを知りたい」という求めに応じて、医療の専門家あるいは教育者は先入観を持たずに話しあう必要がある。
3. 子供がくすりに興味を抱くことは大切なことであり、その気持ちを助長するため、くすりや治療法について、どう質問すればよいのかを指導する。
4. 子供は実例から学び取る。日頃からくすりの正しい使い方を、具体例をもって教えることが大事である
5. 子供の自立心を育てるために、成長段階に応じて自分自身の責任でくすりの取り扱いができるように指導する。
6. 子供にくすりの教育をするときは、専門的立場から「子供が知っておくべきこと」のみならず「子供自身が知りたいと思っていること」を念頭に置く。
7. 学校での保健教育には、くすりとその正しい使い方の基本情報を含める。
8. 子供にくすりの教育をするときは、一般的なくすりの使い方と誤った使い方、身近なくすり（本人が使用しているなど）の使い方の情報を与える。
9. 子供にくすりの誤用による事故（中毒）を回避するための情報を提供する。
10. 両親が子供の「臨床試験」を承諾した場合には、子供が納得できるように適切な情報を提供する。

4 児童のくすり教育プログラムと教材

適切に構成されたプログラムによるくすり教育では、児童にくすりの本質から教えくすりの適正使用に合致した行動がとれるようにする。併せて、周囲の人々にくすりについて聞くなど児童が理解を深めるためにとる行動を支えることが重要である。周囲の人々とは、親、医師をはじめとする医療提供者等のことである。

以上を考慮し、くすり教育プログラムを作成するにあたっての必要事項を取りまとめた。

まず、くすり教育の基本目標は「くすりの本質を理解し、くすりが適正に使用できるように行動する」ことであるが、具体的な目標、10項目を以下に示した。それぞれの項目については詳細な内容と、その内容に沿って教育を受ける対象者への「教育の具体例」を示した。また、この目標を達成する上で必要と考えられる教材、例えばQ&A、ピクトグラムなどについても「7参考」の項に用意した。なお、本ガイドにおいては、処方せん薬、市販薬、サプリメントを対象とした。

(1) くすり教育の目標としての10項目

	項目
1.	偶発的な医薬品事故（中毒）から身を守る
2.	くすりは正しく安全に使用する
3.	使用説明書（ピクトグラムを含む）を読み理解し、くすりを指示通り使用する。
4.	くすりを使用しているときは絶えず、いつもと違う症状（例えば、だるさ、かゆみ、発熱、吐き気など）が出ないか注意・観察する
5.	くすりについて質問する人を決めておき、遠慮せずに聞く
6.	くすりは適切に保管するとともに児童の手の届かないところに保管する。なお、古くなったくすり（例えば、医療提供者が指示した期間、使用期限を過ぎたものなど）は、廃棄する
7.	くすり箱は、不足のないよう常に補充する
8.	くすりについて、「疑問を感じたら医療提供者に聞くことの大切さ」、「使用するのを決めるのは自分」の意識を持つ
9.	くすりの知識とその適正な使用について、児童の年齢に応じ、段階的に指導する
10.	児童が「臨床試験」（治験）に参加するときは、適切かつ十分に説明し納得をうる

(2)教育の具体例

(1) 目標を達成する具体的行動として、以下の10項目から成る児童の教育課程(年齢)別の行動例を提唱する。くすりの教育プログラムを作成する場合に設定すべきプログラム項目となる。なお、対象者の用語の範囲と理解力を考慮して、言葉遣い、表現方法を変えることが望ましい。

1)くすり教育の目標と教育の具体例

くすり教育の目標としての項目	教育の具体例	対象者
1. 偶発的な医薬品事故(中毒)から身を守る	<ul style="list-style-type: none"> ・くすり、くすりのようなものを見つけたら口に入れたり、食べたりしないで親に知らせる。 ・くすりは、親が「飲みなさい」というまで飲まない。 ・他の児童が、くすりやくすりのようなもので遊んでいたら、直ぐに親に知らせる。 ・くすりをポケットに入れない。 ・学齢前の児童の前で、くすりは飲まない(真似をする危険性がある)。 ・くすりやくすりの入った箱などは、児童の手の届かないところに保管する。なお、その場合直射日光の当る場所、高温や多湿になる場所は避ける。 ・くすりの容器は、蓋を固く閉める(児童が簡単に開けられないように)。 ・くすりの容器には、「危険」、「ドクロマーク」などの目立つ標識は付けない。 ・かかりつけ医院、かかりつけくすり局の電話番号を電話口に貼る。 ・誤ってくすりを飲んだときは、直ちに吐き出させる(大量の水を飲ませ、指で喉の奥を刺激し、頭をできるだけ低く保つ)と共に救急車を呼ぶ。 ・くすりの事故(中毒)の一般的な処置方法を、親、児童に指導する。 	学齢前児童 小学校低学年 親 医療提供者
2. くすりは正しく安全に使用する	<ul style="list-style-type: none"> ・自分のくすりには、その容器、被包に氏名を書いてもらう。 ・くすりを飲んで少しでも具合が悪くなったら、直ちに親に知らせる。 ・くすりを貰うときは、くすりを渡す人に表示(ラベル)と中身が合っているか確認してもらう ・くすりを渡す人に、何時飲んだらよいか聞く。 ・処方薬を貰うときは、「働き」、「使い方」、「使い忘れたときの対応」、「使うとき注意すること」などを医療提供者から説明を受けると共にその文書を貰い保管する。 ・くすりを飲むときには「くすりの正しい使い方」について(注1)親に聞く。 ・くすりを飲む前には必ず容器などのラベルを読む、または読んでもらい、「飲む量」、「飲む方法」「飲む時間」などを確かめる。少しでも疑問を感じたら親に聞く ・自分の体重を知っておく。親からくすりを貰うとき、飲む量が体重と合っているかどうかチェックしてもらう(飲む量が、体重を基準とするものがある) ・親からくすりを貰うとき、使用上の注意の「してはいけないこと」に当たるかチェックしてもらう(守らないと現在の症状が悪化したり、副作用が起こりやすくなる。) ・くすりを毎日つづけて飲む場合は、親にその日時をメモする表を作ってもら ・くすりを頓服で飲む場合は、親に回数と時間間隔をチェックしてもらう。 ・ラジオ、テレビ、新聞、インターネットで見聞きするくすりの広告について、「不明なこと」「疑問に感じたこと」などを、親、医療関係者とよく話し合う。 ・くすりの飲み方について、親とよく話し合う。 ・くすり教育の目標としての10項目について、児童によく話して聞かせる。 ・児童が飲んでいるもの、くすり(処方薬、市販薬)、サプリメントなど全てを把握している。 ・児童が物事の判断をつけられると思ったら、くすりとの正しい付き合い方(医療提供者との接し方、くすりの選び方、くすりの飲み方など)について簡潔、平坦な言葉で教える。また、くすり服用の「ステップ」についても、知識として教える。 ・児童が十分理解できると思ったら、くすりについて直接話し合う。また、その際、期待している行動とその理由を説明する。 	学齢前児童 小学校低学年 小学校高学年 親 医療提供者
3. 使用説明書(ピクトグラムを含む)を読み理解し、くすりを指示通り使用する	<ul style="list-style-type: none"> ・くすりを貰うときは、くすりを渡す人に表示(ラベル)と中身が合っているか確認してもらう ・処方薬を貰うときは、「働き」、「使い方」、「使い忘れたときの対応」、「使うときに注意すること」なおを医療提供者から説明を受けると共に、その文書を貰い悪寒する。 ・くすりを飲む前には必ず容器などのラベルを読む、または読んでもらい、「飲む量」、「飲む方法」「飲む時間」などを確かめる。少しでも疑問を感じたら親に聞く ・親からくすりを貰うとき、飲む量が年齢と合っているかチェックしてもらう(飲む量が、体重を基準とするものがある) ・自分の体重を知っておく。親からくすりを貰うとき、飲む量が体重と合っているかどうかチェックしてもらう(飲む量が、体重を基準とするものがある)。 ・くすりを毎日つづけて飲む場合は、親にその日時をメモする表を作ってもら ・ピクトグラムの意味を理解する。 ・何故、抗生物質は、処方された全量がなくなるまで飲まないといけないのか、親、提供者に聞く。 ・市販薬について、用法、用量の読み方を学習する。 ・くすり教育の目標としての10項目について、児童によく話して聞かせる。 ・くすりを零す、落とす、失くすなどして指示通りに飲めなくなったときは、医療提供者に相談する。 ・児童が十分理解できると思ったら、くすりについて直接話し合う。また、その際、期待している行動とその理由を説明する。 	小学校低学年 小学校高学年 親 医療提供者

4. くすりを使用しているときは絶えず、いつもと違う症状（例えば、だるさ、かゆみ、発熱、吐き気など）が出ないか注意・観察する	<ul style="list-style-type: none"> ・くすりを飲む前に、飲むと場合によって「いつもと違う症状」が出ることがあることを親から聞いておき、その症状に気付いたら直ぐに親に知らせる。 ・飲むくすりについて、重大な副作用と軽微な副作用を医療提供者から聞いておき、その副作用に出会ったときどうするのか、親と決めておく。 ・くすり教育の目標としての10項目について、児童によく話して聞かせる。 ・児童が十分理解できると思ったら、くすりについて直接話し合う。また、その際、期待している行動とその理由を説明する。 	小学校低学年 小学校高学年 親 医療提供者
5. くすりについて質問する人を決めておき、遠慮せずに聞く	<ul style="list-style-type: none"> ・くすりを飲んで少しでも具合が悪くなったら、直ちに親に知らせる。 ・処方薬を貰うときは、「働き」、「使い方」、「使い忘れたときの対応」、「使うとき注意すること」などを医療提供者から説明を受けると共にその文書を貰い保管する ・くすりを飲む前には必ず容器などのラベルを読む、または読んでもらい、「飲む量」「飲む方法」「飲む時間」などを確かめる。少しでも疑問を感じたら親に聞く ・ラジオ、テレビ、新聞、インターネットで見聞きするくすりの広告について、「不明なこと」「疑問に感じたこと」などを、親、医療関係者とよく話し合う。 ・くすりを飲む前に、飲むと場合によって「いつもと違う症状」が出ることがあることを親から聞いておき、その症状に気付いたら直ぐに親に知らせる。 ・自分のくすりについて質問するときは、その内容をメモしておく。 ・飲むくすりについて、重大な副作用と軽微な副作用を医療提供者から聞いておき、その副作用に出会ったときどうするのか、親と決めておく。 ・かかりつけ医院、かかりつけ薬局の電話番号を電話口に貼る。 ・くすり教育の目標としての10項目について、児童によく話して聞かせる。 ・くすりを零す、落とす、失くすなどして指示通りに飲めなくなったときは、医療提供者に相談する。 ・児童が十分理解できると思ったら、くすりについて直接話し合う。また、その際、期待している行動とその理由を説明する。 ・児童に、自分の病気と治療について、誰に質問したらよいか伝え、その場合には遠慮はしないよう勧める。 	学齢前児童 小学校低学年 小学校高学年 親 医療提供者
6. くすりは適切に保管するとともに児童の手の届かないところに保管する。 なお、古くなったくすり(例えば、医療提供者が指示した期間、使用期限を過ぎたものなど)は、廃棄する	<ul style="list-style-type: none"> ・くすりをポケットに入れない。 ・学齢前の児童の前で、くすりは飲まない(真似をする危険性がある)。 ・少なくとも今飲んでいくすりは、適切に保管する。 ・くすりやくすりの入った箱などは、児童の手の届かないところに保管する。なお、その場合直射日光の当たる場所、高温や多湿になる場所は避ける。 ・誤ってくすりを飲んだときは、直ちに吐き出させる(大量の水を飲ませ、指で喉の奥を刺激し、頭をできるだけ低く保つ)と共に救急車を呼ぶ。 ・くすりの事故(中毒)の一般的な処置方法を、親、児童に指導する。 ・児童が十分理解できると思ったら、くすりについて直接話し合う。また、その際、期待している行動とその理由を説明する。 	小学校低学年 小学校高学年 親 医療提供者
7. くすり箱は、不足のないよう常に補充する	<ul style="list-style-type: none"> ・救急用のくすりと常備のくすりを入れた「家庭用くすり箱」(注1)を備える。 	親
8. くすりについて、「疑問を感じたら医療提供者に聞くことの大切さ」、「使用するのを決めるのは自分」の意識を持つ	<ul style="list-style-type: none"> ・児童が物事の判断をつけられると思ったら、くすりとの正しい付き合い方(医療提供者との接し方、くすりの選び方、くすりの飲み方など)について、簡潔、平易な言葉で教える。また、くすり服用の「ステップ」[4.(3)を参照]についても、知識として教える。 	親
9. くすりの知識とその適正な使用について、児童の年齢に応じ、段階的に指導する	<ul style="list-style-type: none"> ・市販薬について、用法、用量の読み方を学習する。 ・くすり教育の目標としての10項目について、児童によく話して聞かせる。 ・児童が物事の判断をつけられると思ったら、くすりとの正しい付き合い方(医療提供者との接し方、くすりの選び方、くすりの飲み方など)について、簡潔、平易な言葉で教える。また、くすり服用の「ステップ」についても、知識として教える。 ・児童が十分理解できると思ったら、くすりについて直接話し合う。また、その際、期待している行動とその理由を説明する。 ・児童に、自分の病気と治療について、誰に質問したらよいか伝え、その場合には遠慮はしないよう勧める。 	小学校高学年 親 医療提供者
10. 児童が「臨床試験」(治験)に参加するときは、適切かつ十分に説明し納得をうる	<ul style="list-style-type: none"> ・自分が、薬物を対象とする治験に参加することを親から聞かされたときは、親、医療提供者にその理由と待遇について理解できるまで聞く。その後、承諾するか否かを決める。 ・自分の児童が薬物を対象とする治験に参加するよう求められたときは、治験責任のある医療提供者から文書による適切な説明を受け、理解そして納得できたから文書による同意を行う。その際、児童には受けた説明の内容と同意にいたった経緯を伝え、理解を得る。 ・親が同意したとき、治験責任のある医療提供者は児童に、適切かつ十分な説明を行い、本人が納得するよう努める必要がある。 	小学校高学年 親 医療提供者

家庭用くすり箱の中味(例)

(注1)

内服のくすり

胃腸薬、下痢止め、便秘薬、解熱・鎮痛剤、かぜ薬、咳止め、乗物酔い防止薬、栄養保健薬、鼻炎用薬

外用のくすり

殺菌消毒薬、化膿止め、鼻炎用薬、歯痛薬、目薬、うがい薬、浣腸薬、鎮痛・鎮痒・収れん・消炎薬(パップ剤を含む)、みずむし薬

その他

体温計、包帯、ガーゼ、脱脂綿、綿棒、絆創膏、はさみ、ピンセット

2)対象者別くすり教育の目標と教育の具体例

① 対象者:学齢前児童

くすり教育の目標としての項目	教育の具体例
1. 偶発的な医薬品事故(中毒)から身を守る	<ul style="list-style-type: none"> ・くすり、くすりのようなものを見つけたら口に入れたり、食べたりしないで親に知らせる。 ・くすりは、親が「飲みなさい」というまで飲まない。
2. くすりは正しく安全に使用する	<ul style="list-style-type: none"> ・他の児童が、くすりやくすりのようなもので遊んでいたら、直ぐに親に知らせる ・自分のくすりには、その容器、被包に氏名を書いてもらう。
5. くすりについて質問する人を決めておき、遠慮せずに聞く	<ul style="list-style-type: none"> ・くすりを飲んで少しでも具合が悪くなったら、直ちに親に知らせる。 ・くすりを飲んで少しでも具合が悪くなったら、直ちに親に知らせる。

②対象者:小学校低学年生

くすり教育の目標としての項目	教育の具体例
1. 偶発的な医薬品事故(中毒)から身を守る	<ul style="list-style-type: none"> ・くすりをポケットに入れない。 ・学齢前の児童の前で、くすりは飲まない(真似をする危険性がある)。
2. くすりは正しく安全に使用する	<ul style="list-style-type: none"> ・くすりを貰うときは、くすりを渡す人に表示(ラベル)と中身が合っているか確認してもらう ・くすりを渡す人に、何時飲んだらよいか聞く。 ・処方薬を貰うときは、「働き」、「使い方」、「使い忘れたときの対応」、「使うとき注意すること」などを医療提供者から説明を受けると共にその文書を貰い保管する。 ・くすりを飲むときには親に聞く。 ・くすりを飲む前には必ず容器などのラベルを読む、または読んでもらい、「飲む量」、「飲む方法」「飲む時間」などを確かめる。少しでも疑問を感じたら親に聞く ・自分の体重を知っておく。親からくすりを貰うとき、飲む量が体重と合っているかどうかチェックしてもらう(飲む量が、体重を基準とするものがある) ・親からくすりを貰うとき、使用上の注意の「してはいけないこと」に当たるかチェックしてもらう(守らないと現在の症状が悪化したり、副作用が起こりやすくなる。) ・くすりを毎日つづけて飲む場合は、親にその日時をメモする表を作ってもら ・くすりを頓服で飲む場合は、親に回数と時間間隔をチェックしてもらう。 ・ラジオ、テレビ、新聞、インターネットで見聞きするくすりの広告について、「不明なこと」「疑問に感じたこと」などを、親、医療提供者とよく話し合う。
3. 使用説明書(ピクトグラムを含む)を読み理解し、くすりを指示通り使用する	<ul style="list-style-type: none"> ・くすりを貰うときは、くすりを渡す人に表示(ラベル)と中身が合っているか確認してもらう ・処方薬を貰うときは、「働き」、「使い方」、「使い忘れたときの対応」、「使うときに注意すること」などを医療提供者から説明を受けると共に、その文書を貰い悪寒する。 ・くすりを飲む前には必ず容器などのラベルを読む、または読んでもらい、「飲む量」、「飲む方法」「飲む時間」などを確かめる。少しでも疑問を感じたら親に聞く ・親からくすりを貰うとき、飲む量が年齢と合っているかチェックしてもらう(飲む量が、体重を基準とするものがある) ・自分の体重を知っておく。親からくすりを貰うとき、飲む量が体重と合っているかどうかチェックしてもらう(飲む量が、体重を基準とするものがある) ・くすりを毎日つづけて飲む場合は、親にその日時をメモする表を作ってもら ・ピクトグラムの意味を理解する。
4. くすりを使用しているときは絶えず、いつもと違う症状(例えば、だるさ、かゆみ、発熱、吐き気など)が出ないか注意・観察する	<ul style="list-style-type: none"> ・くすりを飲む前に、飲むと場合によって「いつもと違う症状」が出ることがあることを親から聞いておき、その症状に気付いたら直ぐに親に知らせる。
5. くすりについて質問する人を決めておき、遠慮せずに聞く	<ul style="list-style-type: none"> ・処方薬を貰うときは、「働き」、「使い方」、「使い忘れたときの対応」、「使うとき注意すること」などを医療提供者から説明を受けると共にその文書を貰い保管する ・くすりを飲む前には必ず容器などのラベルを読む、または読んでもらい、「飲む量」、「飲む方法」「飲む時間」などを確かめる。少しでも疑問を感じたら親に聞く ・ラジオ、テレビ、新聞、インターネットで見聞きするくすりの広告について、「不明なこと」「疑問に感じたこと」などを、親、医療関係者とよく話し合う。 ・くすりを飲む前に、飲むと場合によって「いつもと違う症状」が出ることがあることを親から聞いておき、その症状に気付いたら直ぐに親に知らせる。 ・自分のくすりについて質問するときは、その内容をメモしておく。

③対象者：小学校高学年生

くすり教育の目標としての項目	教育の具体例
2. くすりは正しく安全に使用する	・くすりの飲み方について、親とよく話し合う。
3. 使用説明書(ピクトグラムを含む)を読み理解し、くすりを指示通り使用する。	・何故、抗生物質は、処方された全量がなくなるまで飲まないといけないのか、親、医療提供者に聞く。 ・市販薬について、用法、用量の読み方を学習する。
4. くすりを使用しているときは絶えず、いつもと違う症状(例えば、だるさ、かゆみ、発熱、吐き気など)が出ないか注意・観察する	・飲むくすりについて、重大な副作用と軽微な副作用を医療提供者から聞いておき、その副作用に出会ったときどうするのか、親ときめておく。
5. くすりについて質問する人を決めておき、遠慮せずに聞く	・飲むくすりについて、重大な副作用と軽微な副作用を医療提供者から聞いておき、その副作用に出会ったときどうするのか、親ときめておく。
6. くすりは適切に保管するとともに児童の手の届かないところに保管する。なお、古くなったくすり(例えば医療提供者が指示した期間、使用期限を過ぎたものなど)は、廃棄する	・少なくとも今飲んでいくすりは、適切に保管する。
9. くすりの知識とその適正な使用について、児童の年齢に応じ、段階的に指導する	・市販薬について、用法、用量の読み方を学習する。
10. 児童が「臨床試験」(治験)に参加するときは、適切かつ十分に説明し納得をうる	・自分が、薬物を対象とする治験に参加することを親から聞かされたときは、親、医療提供者にその理由と待遇について理解できるまで聞く。その後、承諾するか否かを決める。

④対象者：親

くすり教育の目標としての項目	教育の具体例
1. 偶発的な医薬品事故(中毒)から身を守る	<ul style="list-style-type: none"> ・くすりをポケットに入れない。 ・学齢前の児童の前で、くすりは飲まない(真似をする危険性がある)。 ・くすりやくすりの入った箱などは、児童の手の届かないところに保管する。なお、その場合直射日光の当たる場所、高温や多湿になる場所は避ける。 ・くすりの容器は、蓋を固く閉める(児童が簡単に開けられないように)。 ・くすりの容器には、「危険」、「ドクロマーク」などの目立つ標識は付けない。 ・かかりつけ医院、かかりつけ薬局の電話番号を電話口に貼る。 ・誤ってくすりを飲んだときは、直ちに吐き出させる(大量の水を飲ませ、指で喉の奥を刺激し、頭をできるだけ低く保つ)と共に救急車を呼ぶ。
2. くすりは正しく安全に使用する	<ul style="list-style-type: none"> ・くすり教育の目標としての10項目について、児童によく話して聞かせる。 ・児童が飲んでいるもの、くすり(処方薬、市販薬)、サプリメントなど全てを把握している。 ・児童が物事の判断をつけられると思ったら、くすりとの正しい付き合い方(医療提供者との接し方、くすりの選び方、くすりの飲み方など)について、簡潔、平易な言葉で教える。 また、くすり服用の「ステップ」についても、知識として教える。
3. 使用説明書(ピクトグラムを含む)を読み理解し、くすりを指示通り使用する	<ul style="list-style-type: none"> ・くすり教育の目標としての10項目について、児童によく話して聞かせる。 ・くすりを零す、落とす、失くすなどして指示通りに飲めなくなったときは、医療提供者に相談する。
4. くすりを使用しているときは絶えず、いつもと違う症状(例えば、だるさ、かゆみ、発熱、吐き気など)が出ないか注意・観察する	<ul style="list-style-type: none"> ・くすり教育の目標としての10項目について、児童によく話して聞かせる。
5. くすりについて質問する人を決めておき、遠慮せずに聞く	<ul style="list-style-type: none"> ・かかりつけ医院、かかりつけ薬局の電話番号を電話口に貼る。 ・くすり教育の目標としての10項目について、児童によく話して聞かせる。 ・くすりを零す、落とす、失くすなどして指示通りに飲めなくなったときは、医療提供者に相談する。

6. くすりは適切に保管するとともに児童の手の届かないところに保管する。なお、古くなったくすり(例えば医療提供者が指示した期間、使用期限を過ぎたものなど)は、廃棄する	・くすりやくすりの入った箱などは、児童の手の届かないところに保管する。なお、その場合直射日光の当たる場所、高温や多湿になる場所は避ける。 ・誤ってくすりを飲んだときは、直ちに吐き出させる(大量の水を飲ませ、指で喉の奥を刺激し、頭をできるだけ低く保つ)と共に救急車を呼ぶ。
7. くすり箱は、不足のないよう常に補充する	・救急用のくすりと常備のくすりを入れた「家庭用くすり箱」(注1)を備える。
8. くすりについて、「疑問を感じたら医療提供者に聞くことの大切さ」、「使用するのを決めるのは自分」の意識を持つ	・児童が物事の判断をつけられると思ったら、くすりとの正しい付き合い方(医療提供者との接し方、くすりの選び方、くすりの飲み方など)について、簡潔、平易な言葉で教える。 また、くすり服用の「ステップ」[4.(3)を参照]についても、知識として教える。
9. くすりの知識とその適正な使用について、児童の年齢に応じ、段階的に指導する	・くすり教育の目標としての10項目について、児童によく話して聞かせる。 ・児童が物事の判断をつけられると思ったら、くすりとの正しい付き合い方(医療提供者との接し方、くすりの選び方、くすりの飲み方など)について、簡潔、平易な言葉で教える。また、くすり服用の「ステップ」[4.(3)を参照]についても、知識として教える。
10. 児童が「臨床試験」(治験)に参加するときは、適切かつ十分に説明し納得をうる	・自分の児童が薬物を対象とする治験に参加するよう求められたときは、治験責任のある医療提供者から文書による適切な説明を受け、理解そして納得できたら文書による同意を行う。 その際、児童には受けた説明の内容と同意にいたった経緯を伝え、理解

⑤対象者:医療提供者

くすり教育の目標としての項目	教育の具体例
1. 偶発的な医薬品事故(中毒)から身を守る	・くすりの事故(中毒)の一般的処置方法を、親、児童に指導する。
2. くすりは正しく安全に使用する	・児童が十分理解できと思ったら、くすりについて直接話し合う。また、その際、期待している行動とその理由を説明する。
3. 使用説明書(ピクトグラムを含む)を読み理解し、くすりを指示通り使用する	・児童が十分理解できと思ったら、くすりについて直接話し合う。また、その際、期待している行動とその理由を説明する。
4. くすりを使用しているときは絶えず、いつもと違う症状(例えば、だるさ、かゆみ、発熱、吐き気など)が出ないか注意・観察する	・児童が十分理解できと思ったら、くすりについて直接話し合う。また、その際、期待している行動とその理由を説明する。
5. くすりについて質問する人を決めておき、遠慮せずに聞く	・児童が十分理解できと思ったら、くすりについて直接話し合う。また、その際、期待している行動とその理由を説明する。 ・児童に、自分の病気と治療について、誰に質問したらよいか伝え、その場合には遠慮はしないよう勧める。
6. くすりは適切に保管するとともに児童の手の届かないところに保管する。なお、古くなったくすり(例えば医療提供者が指示した期間、使用期限を過ぎたものなど)は、廃棄する	・くすりの事故(中毒)の一般的処置方法を、親、児童に指導する。 ・児童が十分理解できと思ったら、くすりについて直接話し合う。また、その際、期待している行動とその理由を説明する。
9. くすりの知識とその適正な使用について児童の年齢に応じ、段階的に指導する	・児童が十分理解できと思ったら、くすりについて直接話し合う。また、その際、期待している行動とその理由を説明する。 ・児童に、自分の病気と治療について、誰に質問したらよいか伝え、その場合には遠慮はしないよう勧める。
10. 児童が「臨床試験」(治験)に参加するときは、適切かつ十分に説明し納得をうる	・親が同意したとき、治験責任のある医療提供者は児童に、適切かつ十分な説明を行い、本人が納得するよう努める必要がある。

(注1) 家庭用くすり箱の中味(例)

内服のくすり

胃腸薬、下痢止め、便秘薬、解熱・鎮痛剤、かぜ薬、咳止め、乗物酔い防止薬、栄養保健薬、鼻炎用薬

外用のくすり

殺菌消毒薬、化膿止め、鼻炎用薬、歯痛薬、目薬、うがい薬、浣腸薬、鎮痛・鎮痒・収れん・消炎薬(パップ剤を含む)、みずむし薬

その他

体温計、包帯、ガーゼ、脱脂綿、綿棒、絆創膏、はさみ、ピンセット

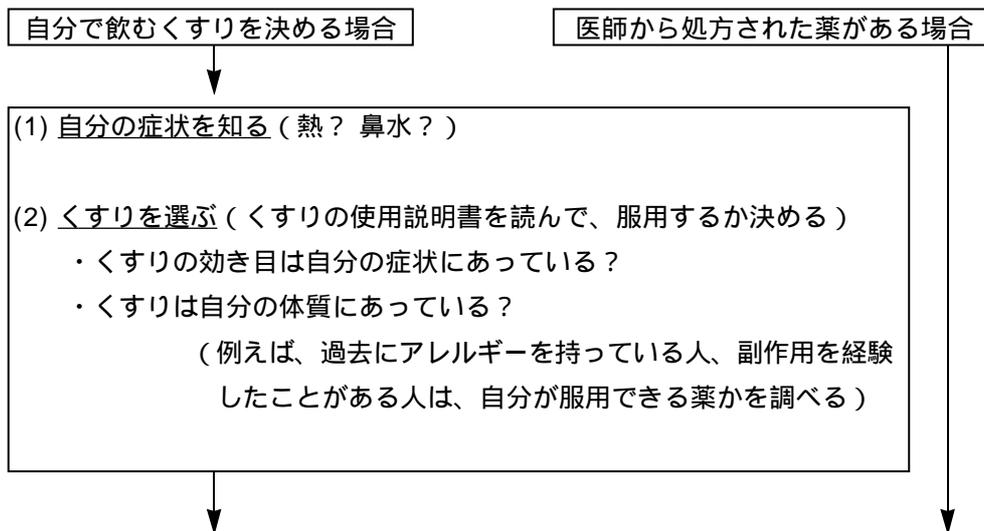
(3) くすり服用の手順 (ステップ)

くすり教育の最終目標は「くすりの本質を理解し、くすりが適正に使用できるようになる」ことである。

くすりの適正使用協議会はくすり服用の手順 (ステップ) がくすりの適正使用の根幹をなすものであると考える。

実際にくすりを服用するに際して、標準となる手順を以下に示した。

<ステップ1. くすりが必要と判断する>



<ステップ2. 正しく服用する>

1. 使用説明書を読む。 いつ服用するか? ……食後? 寝る前?
1回の服用量は? ……何錠?
2. 指定された1回量を取り出す。(例えば、錠剤を数える。)
3. 正しく服用する。(例えば、食前か、食後か? コップ1杯の水で飲む)
4. 飲み終わったら、残りのくすりは使用説明書とともに決められた場所に保管する。
5. 飲んだ時刻を記録する。(後で症状が悪化した時に必要となることがある)

<ステップ3. 服用後>

からだの状態を観察する。

- ・ くすりは効いているか?
- ・ いつもと違う症状はないか?

<ステップ4. くすりの「やめ時」>

くすりの「やめ時」を判断する。

(考慮事項: 医師に処方されたくすりは指示に従うなど)



いつ飲むの? 1回にいくつ 飲むの?
くすりは ちゃんと 決められたとおりに 飲むうね?

(4) くすり教育プログラムの作成と留意点

1) プログラムの作成手順

プログラム作成者(または、資料提供を要求された者)は子ども向けか、若者向けか、両親向けか、その他の大人向けか、対象者を明確にする。

上記の対象者に該当する「くすり教育の目標としての10項目」を「具体例」と併せて確認する。

保管している、あるいは、調査して見出したくすりに関する資料の中から、上記で列挙した項目に該当する資料を選別する(あるいは、箇所をコピーするなど、抜粋する)。

選別した資料を使うことができるかどうかを「児童のくすり教育プログラムの作成上の留意点」の項目に従って評価する。

選別した資料が使用することができるかどうかを確認する。(著作権、ほか)

選別し、評価した資料を編集するなり、調整して原案を作る。

対象者(母集団)の代表者の意見を得るなどして意見聴取して反応を確認する。

2) プログラム作成上の留意点

児童のくすり教育プログラムを作成する上で、留意することを以下にまとめた。

教育プログラム

1. 内容について

- ・ 技術的に正確であるか
- ・ 最新の情報に基づいているか
- ・ 何を知るかではなく、何をするかという行動指向型か
- ・ 複雑になっていないか
- ・ 興味をもってもらえそうか
- ・ スローガン くすり教育の目標としての10項目の主旨に沿っているか
- ・ 想像力、説得力があるか
- ・ 具体的、現実的な行動に結びつけられるか
- ・ 飽きない工夫(ゲーム形態、対話方式など)がされているか
- ・ 特定のくすりを奨励することになっていないか



2. 記述等について

- ・ 単純明快、平易な言葉が用いられているか
- ・ 不適切な用語は用いられていないか
- ・ 挿絵、写真はきちんと印刷されているか
- ・ 図表はきちんとレイアウトされているか

3.その他

- ・プログラム利用者にとって適切な参考資料となりうるか

教材

- ・それぞれの絵の意味はわかりやすいか
- ・絵に表現される人物などが適切か
- ・イラスト等について、その入手先が示されているか
- ・イラスト等について、著作者の同意は取り付けたか

対象者の児童

- ・児童の教育課程（年齢）と教育レベルは適合しているか
- ・授業時間の長さとして児童の教育課程（年齢）は適合しているか
- ・教材と児童の教育課程（年齢）は適合しているか
- ・1回の授業当たりのキーワード数と教育課程（年齢）は適合しているか
- ・挿絵・文と児童教育課程（年齢）は適合しているか



使用期限の切れたくすりば つかわない

3) くすり教育プログラムで活用できる参考資料

- ・ くすりの適正使用協議会 (<http://www.rad-ar.or.jp/>)
「くすり」をきちんと使っていますか? (<http://www.rad-ar.or.jp/card/pdf/p11.pdf>)
- ・ 日本製薬工業協会 (<http://www.jpma.or.jp/>)
子供とくすり情報館(http://www.jpma.or.jp/kids_set/index.html)
くすり冒険シアター(http://www.jpma.or.jp/kids_set/index2.html)
- ・ アベンティス ファーマ (患者とご家族の方へ)
こどものためのホームページ(くすりについて)(<http://www.aventis.co.jp/kodomo/>)
- ・ エーザイ
(<http://www.eisai.co.jp/museum/tama/index.html>)
- ・ 科学技術振興事業団
くすりのしくみ(<http://jvsc.jst.go.jp/live/kusuri/>)
- ・ 日本大衆薬協会
くすりと子供(http://www.jsmi.jp/book/t_05.html)
- ・ 岩手県薬剤師会 (http://www.iwayaku.or.jp/toku/hyakka/mh_3-02.html)
- ・ 山梨県薬剤師会 (<http://www.ypa.or.jp/index2/kids/homeforkids.html>)
- ・ 秩父郡市薬剤師会(<http://www.ksky.ne.jp/%7Eyaku/med/>)
- ・ 日本医師会 (<http://www.med.or.jp/kids/index.html>)
- ・ くすりの正しい使い方 初級用・中級用・上級用 & 薬物乱用防止テキスト
福島県立医科大学医学部附属病院薬剤部 監修：江戸清人 文：斎藤 百枝美

5 児童のくすり教育プログラムの運用

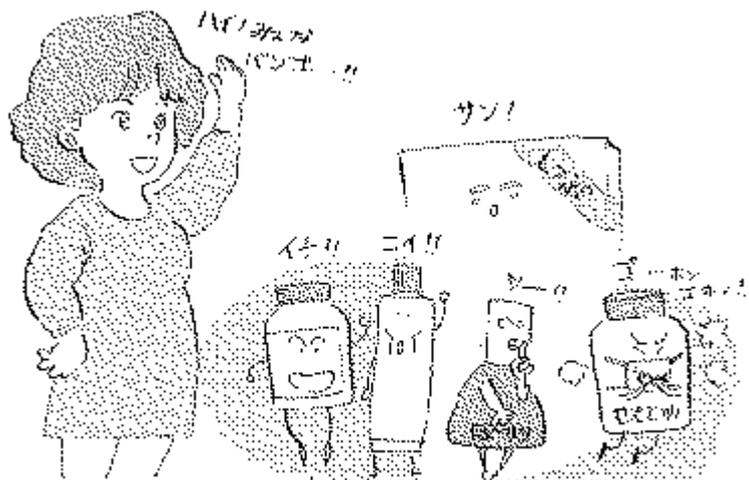
くすり教育プログラムは、児童の年齢に応じて運用することが望ましいことから、主に児童の教育課程（年齢）と使用する教材を考慮すると、下記のような表にまとめられる。

児童	教材	授業時間（上限）	授業当たりのキーワード（主要語）数（注）
学齢前	挿絵	15分	2～3
小学校低学年	挿絵と少なめの簡単な文	30分	4～5
小学校高学年	挿絵と簡単な文	45分	6～7
中学校	挿絵と文	45分	7
高等学校以上	文	60分	7

（注）1回の授業で互いに独立したキーワード7つ以上を理解するのは難しいといわれている。

そこでキーワード数は、互いに独立しているという前提で上限を7とした。ただ、キーワードによっては、他のキーワードを含むと考えられるものがあるので、その場合には、単純にキーワード数でみると7を超えても差し支えない。

例えば、キーワード「児童を偶発的な中毒から守る」は、「くすりやくすりの入った箱は、児童の手の届かないところに保管する」、「学齢前児童の前で、くすりは飲まない（真似をする危険性がある）」などの複数のキーワードを含んでいると考えられる。



くすり箱は、不足のないよう常に補充しておきましょう

6 おわりに

「健康に生活をおくりたい」これは、万人に共通する願いである。人は、「健康」の恩恵を受けて生活しているのに、その大切さ、貴重さを認識していない。しかし、それを失って初めて気付くのである。健康を保つため、ふだんからそれに気を配ることが大切なのだが、それでも不幸にして健康を損なうこと、つまり病気になることは避けられないのが人の常である。

だからこそ、健康なときからこのような場面を想定し、病気に備える準備をしておくことが肝要である。ところで、病気とくすりとは切っても切れない関係にある。よって病気に備える準備の一つに、くすりの本質、基本を学習することがあるとしても過言ではない。いつの日か病気に罹ったときに、安全にそして安心してくすりを利用することにつながるからである。学習は、できるだけ若いときからが望ましいのは自明である。

くすりの適正使用協議会は、こうした考えから児童のくすり教育ガイドの作成に取り組み、専門家を交えた会議をもち、検討を加えた。この度ようやくその結果を報告書としてまとめることができた。その過程で、アメリカ薬局方議会（The United States Pharmacopoeial Convention Inc.）が児童向けのくすり教育プログラムを開発したことを知り、同議会の賛同を得、参考とさせていただいた。

なお、同議会には、そのプログラムを翻訳し活用してもよいとの承諾も得ている。

本教育プログラムが、我が国の児童教育の場で試行されよりよい形で利用されることが、くすりの適正使用の確保になると信じている。

7 参考：

(1) くすりについて児童が知りたいこと（例示）

幼稚園から小学1年生までの子供

1. 小児用のくすりは、大人が飲めないのか？
2. 小児用のくすりと大人用のくすりの違い
3. くすりはたらき（予防、治癒、症状改善）
4. 投薬の形と服用方法
5. くすりをきちんと飲まなければいけない理由
6. くすりの副作用
7. くすりの効力とくすりの色や大きさ・味との関係

小学2年生から同6年生までの子供達

1. くすりの成分(活性成分と非活性成分)
2. くすりの作用。くすりは身体の中でどうなるのか
3. 医師が「このくすりが効く」と判断できる理由
4. 一つのくすりが違う病気に使われることがある理由
5. 一つの病気を直すのに色々なくすりがある理由
6. 他人のくすりを飲んではいけない理由
7. 医療関係者へのくすりについての尋ね方
8. ラベル記載事項の読み方
9. くすりに良い、悪いがある理由

中学1年生から同3年生までの子供達

1. 処方薬と市販薬の違い
2. 習慣性のある薬と常用薬の違い
3. くすりはどのようにして作られるか
4. くすりの形状がたくさんある理由
5. くすりを飲む時に特定の食生活やタイムスケジュールを守らなければならない場合がある理由
6. くすりとかすり、くすりと食品との相互作用の可能性
7. くすりの効能と購入した場所あるいは価格との関連性
8. 銘柄名のくすり(ブランド名医薬品)と一般名のくすり(ジェネリック名医薬品)の違い
9. くすり、漢方生薬(herbal medicines)とホメオパシー薬(homeopathic medicines)の違い
10. 市販薬(大衆薬・OTC)の賢い選び方
11. 我が国で作られたくすりとは国で作られたくすりの違い

(注) この例示は、1996年、アメリカの幼稚園生から中学3年生までの児童を対象に行った調査結果をもとに、我が国の実情に合うよう若干変更を加えて作成したものである。

(2) くすりに関するQ & A

ア.児童、親の多くが、くすりについて基本的なこと、例えば多くの形態でもたらされ、またくすりには多くの名称があることなどを理解していない。このことに関する想定質問と解答である。

Q-1くすりとは何か？

A くすりは疾患を診断・予防・抑制・治療し、細菌を殺したり、不足しているものを補充したり、痛みや症状(咳や鼻水等)を取り去るのに使われる。

またくすりには二つの意味がある。通常、「活性成分と賦形剤(非活性成分)からなるきちんとした形(例えば、カプセル、錠剤、軟膏)になっている全てのもの」を指すが、「活性成分」のみを指す場合がある。

活性成分とは、病気などの治療、予防などに関与する成分(通常、化学物質)を指し、賦形剤とは、くすりを形作ったり、色付けするのに用いられる成分(同じく通常、化学物質)でコーティング剤、香り、色、砂糖、および水のようなものを指す。賦形剤はくすりを作る上で必要だが、通常病気や怪我を治す能力はない。ただし、アレルギー反応等好ましくない作用を示すものがあるので注意が必要である。

改めて、通常のくすりは、例示したようにカプセル剤、錠剤などの患者さんが直接使用できる形(製剤)をしているが、それは何種類もの非活性成分を用いて、活性成分の作用が意図したとおり発揮できるよう設計し加工されている結果に他ならない。

Q-2くすりには「良いくすり」と「悪いくすり」があるというがその違いは何か？

A 通常は、「くすり」というと「良いくすり」のことを意味する。これは、厚生労働大臣の承認を受けて、製薬企業で作られ、医療機関や薬局で購入される。合法的くすりである。

「悪いくすり」は、厚生労働大臣の承認を受けることなく、秘かに製造、販売されるくすりのことをいう。これは、疾患の予防や治療に用いられるのではなく「快感」のために乱用されるものである。「悪いくすり」は身体に与えるよい影響は無いに等しく、悪影響を及ぼす危険性の方が高い。麻薬や覚醒剤が代表例である。非合法的くすりといえる。

Q-3 大人用のくすりと子供用のくすりには違いがあるか？

A 同じ活性成分が入っている大人用のくすりと子供用のくすりは、存在する。質的に違いがあるとは言えないが、量的にはある。子供は小さな大人ではないので大人用活性分量を単純な比例(年齢や体重)計算で子供の活性分量とすることは好ましくない。

なお、通例、子供用のくすりの場合には、飲み易さを考えて大人用のそれとは異なるくすりの形態、賦形剤の種類が用いられる。

Q-4 薬を購入できる場所に種類はあるか？

A くすりを販売するには、法律(薬事法)による許可が必要である。それには、薬局、一般販売業、薬種商販売業、特例販売業並びに配置販売業がある。我が国で認められているくすり全てを販売できるのは、薬局と一般販売業である。その他の販売業は限られたくすりしか販売できない。

また、くすりは店舗で販売（対面販売）することになっている。ただし、配置販売業は、行商販売（予め家庭にくすりを預けておき、使われたくすりの代金のみを後刻、請求する）である。

なお、くすりを取り扱う場所で「薬局」の名称を使えるのは、都道府県知事の許可を受けた薬局だけである。

Q-5 くすりの賦形剤・サイズ・色・形状・味、くすりの購入場所や製造方法は、その効果・効力に影響するか？

A 通常はない。活性成分の量と投与方法によってくすりの効果や効力に差が表われる。ただ、賦形剤でアレルギー反応などを起す（Q-1のA参照）ことがあり、この場合には、同じ活性成分で異なる賦形剤をもつ別のくすりを投与する必要がある。

- ・ くすりの大きい・小さいは、効果と関係しない。
例えば、小さな錠剤にも、大きな錠剤と同量の活性成分が入っていることもある。
- ・ くすりの色は、効果と関係しない。
例えば、青色の錠剤には、赤色の錠剤と同量の活性成分が含まれていることもある。
- ・ くすりの形状は、効果と関係しない。
ただし、同じ形状であっても中の活性成分が違えば、異なる疾患を治療することになるので効果が違うことになる。逆に、同じ活性成分・分量が入っていてもくすりの形状が違うものもある。
- ・ くすりの味は、効果と関係しない。
味のよいくすりが味の悪いくすりよりも効果がある訳ではないし、味の悪いくすりが味の良いくすりよりも効果がある訳でもない。
- ・ くすりの購入場所は、くすりの効果・効力と関係しない。
くすりは、医師からもらったものであれ、薬局で購入したものであれ、どこか特定のところで購入したものが一番よいということはない。問題とするべきは中身つまり活性成分である。
- ・ 化学構造が示される活性成分は、製造方法が異なっても、例えば天然物から抽出する、化学的に合成等するとしても、原則差は無い。よって、製造方法が違っても活性成分が同じくすりは、効果に差はない。

Q-6 くすりには、さまざまな剤形があるのは何故か？

A くすりは飲む、注射する、塗るといった色々な方法で用いる。同じ活性成分で、何種類もの剤形があるものがある。さまざま剤形にするのは、くすりを効果的にかつ安全に治療に利用するためである。

- ・ 口から飲むものがある。

- ・鼻や目や耳に注すものがある。
- ・鼻や口から吸い込むものがある。
- ・歯または歯肉にすり込んだり、うがいをしたり、口すすぎとして使われるものがある。
- ・皮膚に塗ったり、スプレーするものがある。
- ・パッチで皮膚から体内に吸収させるものがある。
- ・静脈、筋肉、関節内に注射するものがある。
- ・直腸に入れるものがある。
- ・膣に入れるものがある。

Q-7 処方薬と市販薬との違い、ブランド名医薬品とジェネリック名医薬品との違い、我が国のくすりと他国で購入したくすりとの違いは何か？

A 処方薬は、医師が診断して当該患者さんに処方するくすりのことである。多くは、医師の処方せんにより医療機関の窓口で、そして薬局で入手される。

市販薬は、医師の処方によらず誰もが自分の判断で町の薬局などで入手される。

処方薬は、医師という専門家が患者さんの症状に合わせて出されるのに対し、市販薬は、セルフメディケーションの立場から個人の責任で選ばれる。

- ・ブランド名医薬品は、「商品名付き」くすりのことで、主に先発（一番初めに開発される）医薬品に多い。一方、ジェネリック名医薬品は、ブランド名医薬品の活性成分の「化学的一般名」を付けたくすりのことで、後発医薬品と呼ばれる。通常、価格はブランド名医薬品の方が高い。

- ・我が国のくすりは、法律（薬事法）の承認を得ており、効果・効力、安全性そして品質が保証されている。他国で購入したくすりは、我が国の保証がないので、その使用には注意が必要であり、できるだけ使用しないに越したことはない。

Q-8 ワクチンとは何か？

A ワクチンはほとんどの場合接種という方法で、病気にかからないようにするために用いられる。通常は注射によって接種されるが、口から服用する場合もある。インフルエンザ、狂犬病、はしか、おたふく風邪、ポリオ、水痘、風しん、麻しん、コレラ、肺炎球菌、A型肝炎ワクチン、B型肝炎ワクチン、日本脳炎などのワクチンがある。

Q-9 常用と習慣性の違いは何か？

A 体内で失われているものを補充する、また症状の悪化を防ぐためにくすりを飲みつづける必要のある人がいる。例えば、糖尿病患者さんは、自分で十分な量のインシュリンを作ることが出来ないので、くすりの形でインシュリンを補給し症状の悪化を防いでいる。喘息患者さんは、呼吸障害を予防するために常にくすりを必要としている。こうした人々は、くすりを常用しているが、習慣性になっているとはいわない。

習慣性とは、くすりを繰り返し常用に近い形で用いることで慢性的中毒になり、そのくすりへの欲求が強くなり、やめると、心理または身体に変調を起こすことをいう。習慣性のあるくすりは、個人だけでなく社会にも障害となる。例えば、覚醒剤、麻薬である。

Q-10 ローションのようなものはくすりか？

A ローションは、成分を水溶液に均質に分散させたもので、主に外用薬に用いられる。虫に刺されないようにするくすり、かゆみを止めるもの、ウオノメやいぼを除去するもの、水虫の進行を止めるものなどによく用いられている。

Q-11 伝統医療（TM：traditional medicine）、補完・代替医療（CAM:complementary and alternative medicine）で用いられるくすりにはどんなものがあるか。

A WHOによると、TM/CAMは下記のようにくすりをを用いるか否かで二つに分類される。

くすりをを用いるもの	アユールベータ（ayurveda）、漢方生薬（herbal medicine）、ホメオパシー（同種療法：homeopathy）、伝統薬（traditional medicine）など
くすりをを用いないもの	鍼術（acupuncture）、脊柱指圧法（chiropractic）、ヨーガ（yoga）など

医学本来の治療法とは別に、その欠点や盲点を補う治療法をCAMといい、我が国ではあまり関心もたれていないが、アメリカでは盛んである。

- ・漢方生薬は、植物だけからなるくすり「植物性薬品」(botanicals)と漢方処方に基づくくすり「漢方薬」(chinese medicine)とに分けられる。漢方薬は、植物だけでなく、動物や鉱物をも原料とする。漢方生薬は、多くの素材からの抽出物からなるので、活性成分の全てをはっきりさせることは難しい。
- ・ホメオパシーは、発現している病気と同じような症状を起こす物質を極端に希釈して用いることで、病気を治療しようとするものである。
例えば、熱がある場合に、さらに発熱を引き起こすホメオパシー薬（homeopathic medicine）が選ばれる。ホメオパシーに用いられるくすりには、極めて少量の活性成分しか含まれておらず、また、比較対照試験によってその効果が証明されているわけではない。
- ・伝統薬は、我が国においては民間薬、秘伝薬とも言われる。伝統薬の生い立ちは、社会との関わりが大きく地域特異的である。生薬を主とするものが多いが、漢方薬と同じく、それ以外に動物、鉱物成分が含まれているものもある。ただ、漢方薬との相違点は、長い歴史はあるものの成書に記載がないことである。

Q-12 抗生物質は、何故、処方された期間のみ続けなければいけないのか？

A 抗生物質を全量のみ終わる前に発熱などの症状が改善されたとしても、服用を途中で止めてはいけない。途中でやめると疾患を引き起こした細菌が殺されずに残り、抗生物質に耐性になる可能性がある。そうすると、次に疾患を引き起こした時に、その抗生物質が効かなくなるかも知れない。なお、抗生物質はウイルスを殺せないで、インフルエンザ、水疱瘡のように細菌ではなくウイルスが原因である疾病には効かないことを覚えておく必要がある。

イ.児童、親の多くは、くすりが体の中でどのように働くのかわからない。このことに関する想定質問と解答である。

Q-1 くすりは、どうして効果を発揮するのか？

A くすりは身体の中に入ると、活性成分が血液中に入り、その流れによって身体の隅々まで運ばれる。そして病気の部位にたどり着いた活性成分がくすりとしての効果を発揮する。ただし、飲み薬の場合は、血液中に入るまでに時間が、注射薬や坐薬に比べて掛かるので効果の発揮が遅れる。また、はり薬のような外用薬は一般的に、血液に入ることなく貼った部位の近辺で効果を発揮する。

活性成分は、通常肝臓で分解または変化を受け（解毒）、腎臓を經由して身体の外へ排泄される。活性成分は、身体の隅々まで運ばれることから、病気の部位以外のところにも作用する、これが、副作用の発現の理由の一つとなる。

Q-2 くすりには、病気を治すタイプで違いがあると思うが？

A 先ず、原因療法薬がある。病気の原因を体内からなくして効果を発揮する薬のことである。例えば、連鎖球菌などの細菌による感染症に用いられる抗生物質である。また、身体が必要とする活性成分なのに不足して病気になっている状態にその活性成分を補う場合も含まれる。ビタミン、インシュリンなどである。

予防薬がある。病気にならないように用いられるもので、通常病気になってから用いても効果は発揮しない。例えばワクチンである。

対症療法薬がある。病気に伴う症状を軽減するために用いるくすりのことである。症状の元となる病気を治すことはしない。例えば、解熱鎮痛剤薬である。

Q-3 副作用が起こったらどうするべきか？

A くすりを服用して発現する効き目以外の不都合な事象（例えば「転ぶ」ことも含まれる）を「有害事象」(AE : adverse event ,adverse experience) というが、そのうちくすり使用との関係を否定し得ないものを「副作用」という。副作用は、初期または前駆的症状、つまり眠気、のどの渇き、発疹、かゆみ、吐気、めまいなどを経て、重篤な状態に進展するケースが多い。

初期症状は、自分で対応できるものもあるが、長く続いたり、普段の状況と異なると思ったときは、くすりの使用を中止し、すぐに薬剤師、医師に相談することが大切である。

くすりには、効き目だけでなく副作用が伴うということを念頭において、医師、薬剤師などの医療提供者からくすりをもらうときに予想される副作用は何か、初期症状は何かなどを尋ねるべきである。なお、くすりを使用するとき注意すべき食物や飲み物についても尋ねるべきである。

Q-4 一つの病気を異なるくすりでも治す、または異なる病気を一つのくすりでも治すことはできるか？

A 例えば頭痛、消化不良、高血圧のためのくすりが多くあるように、一つの病気に対して一つしかくすりがないというのは少ない。ただ、希少疾病の場合は一つのことが多い。逆に、一つのくすりが異なる病気、ただし性質が全く異なるもの、に効く例は多くはないが存在する。例えば、不眠症とてんかんに効く催眠剤、不妊症と乳がんにも効く女性ホルモンが挙げられる。

ウ.児童、親の多くがくすりの選択、処方、販売の決定権が誰にあるのか判らない。このことに関する想定質問と解答である。

Q-1 処方薬についての医師、歯科医師、看護師、および薬剤師の役割は何か？

A 医師、歯科医師および薬剤師は、その身分法である医師法、歯科医師法および薬剤師法で処方薬の取扱いが定められている。医師、歯科医師は原則として、治療上くすりを調剤して投与する必要を認めるときは、患者さんに処方せんを交付し、薬剤師はその処方せんによって調剤することになっている。ただし、我国は皆保険制度であるので、治療上使用されるくすりは、国が定めたものしか、実質的に、用いることはできない。なお、医師・歯科医師自ら、また彼らの監督の下にある看護師、薬剤師は、処方せんによらず調剤できる。くすりの情報提供については、関係者全てができるが、看護師および薬剤師は処方権限者である医師・歯科医師の治療方針を思料して齟齬をきたさないようにすべきである。

Q-2 医師が処方したくすりの特徴は何か？

A 医師が処方したくすりは、医師という専門家が目の前の患者さんの現在の症状に合わせて処方したもので的確なものといえる。一般に効き目が強く、身体への影響が小さくないので、正しい使い方が強く求められる。

Q-3 くすりをより多く飲むと、早く効くか？

A くすりの量を増やしたからといって、早く効く、直るわけではない。どんなくすりにも適切な量があり、多過ぎると危険になる。くすりには副作用が伴うことを思い起こすべきである。処方薬は、医師が患者さんの症状、年齢、体重などを考慮して安全かつ効果が高くなるよう適切な量が決められている。また市販薬は、常にラベルを読んで、正しい量を正しい時間に正しい方法で飲むことが大切である。

Q-4 市販薬の選択における児童と親(現在は健康であっても、いずれ患者さんになり得る)の役割は何か？

A 市販薬は形状、味、更に値段まで非常に選択肢が広く、児童や親が自分で最適な市販薬を選択するのは困難である。ただ、親はその選択の仕方を児童に教える役目がある。病気の症状、経過を薬剤師に話して、相談することが大切である。その際、価格など他の要件も含めるべきである。
なお、くすりの使用期限(有効期間)、ロットナンバー、また包装の開封などをチェックする。くすりの使用期限とは、未開封で保存状態がよい場合でのことである。開封した場合は、1年を目途に廃棄する。開封の年月日を箱などに記しておくとう便利である。

Q-5 誰かが市販薬に毒を混入する場合は考えられるが、どうやって見分けるか？

A 開封されたくすりは買わないこと。もともとの包装(シール、キャップ、外側包装、内側包装)が破られたり除去されたりしていないかをチェックする。使用期限、ロットナンバー等の情報が、くすりの容器や被包と違っていないかチェックする。

Q-6 くすりはどのように開発されてきたのか、また製薬企業の役割は？

A くすりの多くは、植物、動物、鉱物など自然界に存在するものから活性成分を抽出、それ

を化学的に変化、またその活性成分を化学的、遺伝子工学的に合成し、それに賦形剤を加えて錠剤、カプセル剤、液剤などの形にして作られてきた。活性成分の多くは化合物であり、体内には存在しないものが多い。

製薬企業は、常に品質の確保、効き目と副作用の追求を行っている。

なお、くすりについて、活性成分、賦形剤の含量がラベルに記載の内容にあっているか、変化を起こさないかの確認も行っている。

Q-7 くすりの情報提供はどうなっているのか？

A 我国では、処方薬については、製薬企業と患者さんの間に医師、薬剤師など医療の専門家を介らせて情報提供がなされており、直接製薬企業が患者さんに情報提供することは、原則行政指導で広告と看做され禁止されている。ただし、以下の3要件を全て満たすとき、広告に該当するとされている。

- () 顧客を誘因（顧客の購入意欲を昂進）させる意図が明確
- () 商品名が明らかにされている
- () 一般人が認知できる状態である

市販薬については、処方薬のような禁止規定はなく、一般人に情報提供（広告）できるが、業界内で自主規制で枠をもうけている。

エ. 児童、親の多くは、くすりが承認される際に厳重なチェックを受けているということを知らない。このことに関する想定質問と解答である。

Q-1 厚生労働省（厚労省）の役割は何か？

A 厚労省は、薬事法に基づきくすりを承認する権限を有している。くすりを製造（輸入販売）しようとする企業は、法令の定めるところにより臨床試験の試験成績に関する資料、薬理作用など、その他に関する資料とともに申請書を提出する。なお、これらの資料は、法令に定める基準に従って収集・作成されたものでなければならない。

資料は、医学、薬学、法律などの専門家による審議会（薬事・食品衛生審議会・・・厚労大臣諮問機関）で入念に審査され、() 効能・効果が認められない () 効能・効果に比し著しく有害な作用があり使用価値がないと認められる () 品質が不適當である、のいずれにも該当しないと判断されたとき承認される。

処方薬か市販薬かは、申請する企業が決定することである。

また、くすりに添付する文書（添付文書）の記載事項が法令により規制され、それは、くすりをを用いる人に対してその使用ならびに取り扱いについて必要な注意喚起をする重要な役割を担っている。つまり公的文書と言えるだろう。生命・健康関連物質であるくすりは、適正な使用情報が伴って初めて価値あるものになることが前提にある。

添付文書、特に処方薬の場合、に記載する事項は、法令以外に行政指導（局長通知）により記載様式が規定されている。事項は、組成、適応（効能・効果）、用法（用法・用量）、注意（警告、禁忌、相互作用、副作用など）、作用（薬物動態、臨床試験成績など）などである。

Q-2 処方薬と市販薬は、承認に際してどんな資料でチェックされているのか？

A 先ず、処方薬である。これは、二通りに分けられる。

日本薬局方に収められていないくすり、承認前例のないくすりなどの「新医薬品」と承認されたくすり（有効成分、用法及び用量、効能効果が）同等である「後発医薬品」とである。

新医薬品は、原則として、()起原または発見の経緯及び外国における使用状況等に関する資料 ()物理・化学的性質ならびに規格及び試験方法等に関する資料 ()安定性に関する資料 ()各種毒性、催奇形性その他の毒性に関する資料 ()薬理作用に関する資料 ()吸収、分布、代謝及び排泄に関する資料 ()臨床試験の試験成績に関する資料に基づいて承認審査を受ける。

後発医薬品は、原則として、()、()及び()のうち生物学的同等性に関する資料に基づき承認審査を受ける。

次に、市販薬である。これは、法令上は、処方薬以外のものをいうが、その役割は、軽度な疾病に伴う症状の改善、健康の維持・増進、健康状態の自己検査、保健衛生、生活習慣病等の疾病に伴う症状発現の予防、生活の質の改善・向上などが考えられる。

市販薬も、「新有効成分を含有するくすり」(ダイレクトOTC薬)、「新一般用成分を含有するくすり(スイッチOTC薬)」、「承認基準に適合するくすり」(その他のOTC薬)などに分けられる。

ダイレクトOTC薬は、「新医薬品」と同じ資料に、スイッチOTC薬は、()、()、()、()の資料に、その他のOTC薬は、()、()の資料に基づき承認審査を受ける。

Q-3 新医薬品の臨床試験はどのように行われるのか？

A 新医薬品は、永年の研究開発努力により誕生する。その最終段階が臨床試験つまり治験である。治験では、ヒトに当該薬物がどれくらい効くか、問題となる副作用はないかなど、有効かつ安全に用いることができるかを段階を追ってチェックする。その際、ヒト（患者さんを含む）に協力をもらうので、ヒトの自発的な参加意思が尊重されるよう文書での同意確認（インフォームドコンセント：IC）がある。また、治験を行う者は、厚生労働大臣の定める基準（医薬品の臨床試験の実施の基準：GCP）に従わなければならない。

段階は3つある。第1段階は、「臨床第 相試験（フェーズ ）」または「臨床薬理試験」という。ここでは、少数の健康なヒトに協力いただき、薬物の安全性と体内での動きを確認する。

第2段階は、「臨床第 相試験（フェーズ ）」または「探索的試験」という。患者さんでの薬物の治療効果を探索することを目的とする。この前期では、効果が期待できる少数の患者さんで安全性と有効性を確認する。後期では、比較的多数の患者さんによる効果的な用量の確認を行う。

第3段階は、「臨床第 相試験（フェーズ ）」または「検証的試験」という。多数の患者さんの協力を得て、客観的な試験方法、例えば患者さんも医師も対象薬物がどちらなのかを知らされずに試験する「二重盲検比較試験」など、によりフェーズ の結果を証明または確認する。

ただ、治験は種々の制約のもとに行われていることを忘れてはならない。その制約とは、()協力するヒト（患者さんを含む）の数が限られている ()当該薬物のみが用いられる、つまり併用薬は用いられない ()ヒトは、年齢、合併症などに制限を受けている ()当

該薬物の服用期間が長くない () 医師は当該薬物の対象疾患の専門医である () 治療効果はヒトの集団としての評価である 等である。この制約は、当該薬物が承認されて新医薬品となり、医療の現場で用いられるようになったときとの比較で考えると、理解しやすいだろう。

アメリカでは、児童が治験に参加する場合、親が同意(コンセント: consent)を求められる。また、児童が治験を理解できる年齢(通常は7歳)に達していれば、児童の同意(アセント: assent)も求められる。

Q-4 くすり情報はどこで入手できるか?

A くすり情報の内容は、実に多様である。例を挙げてみると、品質、安全性、有効性、使用方法、作用機序、価格などである。

くすり情報の作成・発信者は企業であり、受信者は医療提供者、患者さんである。ただ、処方薬の場合は、医療提供者が発信者となる場合もある。つまり処方薬情報の提供は、専門的中間介在者、つまり医療提供者によって、企業と患者さんが結ばれているからである。(ウ.Q-7のA参照) 一方、市販薬情報の提供は、企業と患者さんが直接結ばれている。

「医療提供者 患者さん」情報は、「患者用説明文書」(PMI: Patient Medication Instruction)と呼ばれ、「企業 患者さん」情報は、通常、医薬品の包装に添付されて提供されるもので「患者用添付文書」(PPI: Patient Package Insert)と呼ばれる。ただ、処方薬については、我が国では、「企業 患者さん」のルートは行政指導により禁止されている。つまり、広告と看做されるからである。しかし、アメリカではテレビなどの媒体を用いたDTC(Direct to Consumers)広告による情報提供が認められている。

さて、くすり情報は、企業、行政、メディア、団体などから発信されているが、患者さんを直接のターゲットとするものは少ない。また、発信媒体別でみると、近年、電子情報処理組織によるものが多くなっている。

参考までに、代表例を紹介する。

1) ハードコピーによるもの

医療薬 日本医薬品集(日本医薬情報センター 編)

保険薬事典(薬業研究会 編)

医療用医薬品製品情報概要(各 企業)

医薬品インタビューフォーム(各 企業)

緊急安全性情報(各 企業)

Drug Safety Update 医薬品安全対策情報(日本公定書協会 編)

医薬品・医療用具等安全性情報(厚労省)

薬の事典 ピルブック(じほう)

USP DI Advice for the Patient Drug Information in LayLanguage (Micromedex)

USP DI Drug Information for the Health Care Professional (Micromedex)

Physicians' Desk Reference (Medical Economics Company, Inc.)

一般薬 日本医薬品集(日本医薬情報センター 編)

2) 電子情報処理組織によるもの

医薬品情報提供システム（医薬品機構）<http://www.phrmasys.gr.jp/>

くすりのしおり（くすりの適正使用協議会）<http://www.rad-ar.or.jp/>

FDA Med Watch（アメリカ食品医薬品庁）<http://www.fda.gov/medwatch/>

大学医療情報ネットワーク <http://www.umin.ac.jp/>

薬のガイドデータベース（医薬品・治療研究会）<http://db.nihs.go.jp/tip/tipdb.html>

RxList <http://www.rxlist.com/>

（注）インターネット情報は、常に変化するのでブラウザ（browser）を用いて良質なホームページを閲覧するよう心掛ける必要がある。

インターネット情報は、出所を絶えず確認し、信用できる発信元のものに限って利用すべきである。

(3) ピクトグラム

児童と医療提供者がくすりの正しい使い方について、共通に理解できる手段として、「言葉」以外に「絵文字」がある。ピクトグラム（絵画図表）である。

交通標識のように、個々のくすりの扱い方を図案と絵で示すものである。一定のルールはあるものの、容易に理解でき、くすりの正しい使い方には有用な手段となる。

ピクトグラムの例を紹介する。

1) 基本

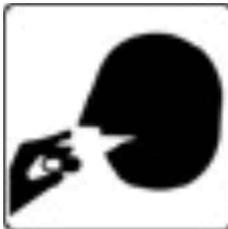
- ×：「してはいけない」（禁止）を意味する
- ：「注意する」（警告）を意味する
- ：「する」（方法）を意味する

2) 絵

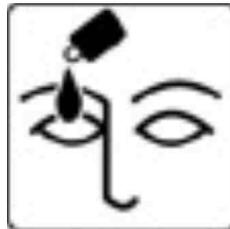
人や物を用いて、具体的な動きを画く

3) ピクトグラム

1)と2)との組み合わせにより、個々のくすりの扱い方を表わす



内服薬
(くすりをのむ)



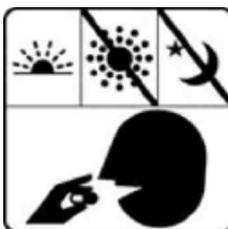
点眼薬
(眼に指す)



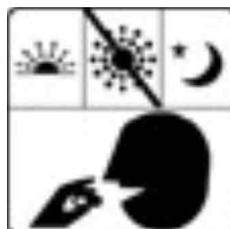
点鼻薬
(鼻に指す、
鼻腔に噴霧する)



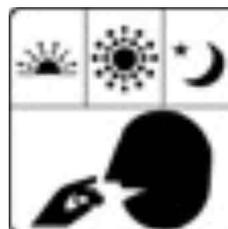
うがい薬含そう薬
(うがいをする)



朝一回飲む



朝、夜、一日二回飲む



朝、昼、夜、
一日三回飲む



カプセルを壊しては
いけません



牛乳と一緒に
飲んではいけません



就寝前に
飲んではいけません



子供の手の届く
ところに保管しては
いけません



眠くなること
があります。
(副作用)

8 参照文献

- ・社会薬学 Vol.21 No.2 (2002年12月) 社会薬学会
- ・児童福祉法 (昭和22年12月 法律第164号)
- ・薬事法 (昭和35年8月 法律第145号)
- ・目で見える救急処置法 メディカルインフォメーションセンター (昭和61年7月)
- ・大衆薬に関する消費者意識調査報告書 (第24回) 日本大衆薬工業協会 (平成14年7月)
- ・一般薬 日本医薬品集 (2004~05) JAPIC
- ・くすりの常識Q&A 50 日本製薬工業協会広報委員会 (平成12年11月)
- ・小学校学習指導要領解説 体育編 (平成11年5月) 文部省
- ・中学校学習指導要領解説 保健体育編 (平成11年9月) 文部省
- ・高等学校学習指導要領解説 保健体育編・体育編 (平成11年12月) 文部省
- ・Ten Guiding Principles for Teaching Children and Adolescents About Medicines (USP)
- ・Guide to Developing and Evaluating Medicine Education Programs and Materials for Children and Adolescents(USP)

- ・Proceedings : International Consultative Meeting-Global Information on Traditional Medicine/Complementary and Alternative Medicine Practices and Utilization Kobe, Japan 19-21 Sep.2001 (WHO)

- ・FIP(Fédération internationale pharmaceutique) Statement of Principle : The Pharmacist's Responsibility and Role in Teaching Children and Adolescents about Medicines

9 「児童を対象とする医薬品の適正使用の推進会議」 構成員

井上真理子・全国養護教諭連絡協議会
岡 希太郎・東京薬科大学 臨床薬理学教室 教授
斎藤百枝美・福島県立医科大学医学部附属病院 薬剤部 主任
田中 俊昭・(社)日本学校薬剤師会 常務理事
玉垣 貢・(財)日本学校保健会 事務局長
永縄 厚雄・前 日本製薬工業協会 広報部長
野原 則子・全国養護教諭連絡協議会
真下 浩・前 日本大衆薬工業協会 薬事部長
室伏 義之・日本大衆薬工業協会 事業推進部長

くすりの適正使用協議会

海老原 格 ・理事長
真山 武志 ・薬剤疫学部会長
中村 政記 ・コミュニケーション部会長
酒井 利章 ・運営委員
志賀 信之 ・前 運営委員
禅野 章 ・前 運営委員
萩原 卓爾 ・前 運営委員
藤原 充雄 ・理事長付
松田 偉太郎・事務局長

10. 児童および青少年のくすり教育プログラムガイド検討会メンバー (コミュニケーション部会 Bグループ運営委員)

岩澤 義雄
大内 良宏
岡野 清和
河田 勝正
酒井 利章
鈴木 実
田端 進
中下 善彦
夏目 国昭
星 幸司
安原菜津子

海老原 格 ・理事長
中村 政記 ・コミュニケーション部会長
志賀 信之 ・理事長付
松田 偉太郎 ・事務局長

MEMO

A series of horizontal dotted lines for writing.